

会議の名称	(番号) 2-15	墨田区入札等外部審査委員会
開催日時	令和6年7月19日(金)午後3時から午後4時まで	
開催場所	121会議室	
出席者数	委員 3名 区 8名 事務局 4名	【委員】 鈴木利治 阿部かおり 田尾亮介 【区】 総務部長 総務部参事 契約課長 総務課主査 生活福祉課長 同主査 道路・橋りょう課長 同主査 【事務局】 契約係長 契約係主査 契約係職員(2)
議 題	1 入札及び契約手続の運用状況等の報告(令和5年度下半期分) 2 抽出案件の審査	
配 付 資 料	1 令和5年度下半期発注案件一覧表・受注業者別受注件数等 2 令和6年度第1回墨田区入札等外部審査委員会(令和5年度下半期発注案件分)抽出案件一覧表等	
会 議 概 要	1 報告案件 (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告(令和5年度下半期分) 別添資料のとおり、墨田区入札等外部審査委員会の組織及び運営に関する要綱(以下「要綱」という。)第2条第1号の報告を受けた。 2 抽出案件の審査 田尾委員が抽出した次の入札及び契約について、要綱第2条第2号の審査を行った(主な質疑、意見等は、別紙のとおり)。 なお、これらの入札及び契約につき、要綱第2条第3号に規定する意見具申を行うべき不適切な点等は認められなかった。 (1) 新辻橋撤去道路築造工事(その2) (2) 特別区道墨120号路線道路改良工事(その2) (3) 文花児童館等複合施設新築に伴う地盤調査業務委託 (4) 庁舎1、2階及びすみだリバーサイドホール改修に伴う設計業務委託 (5) 墨田区価格高騰重点支援給付金給付事業の実施に関する業務委託	
所 管 課	総務部契約課	

1 新辻橋撤去道路築造工事（その２）

委員の質疑、意見等	区の回答等
落札事業者は、本件以外の大規模な工事も落札しているが、短期間にこれだけの工事を複数担うことができる会社であるとみて問題ないか。	落札事業者の過去の実績について、令和３年度においては単独で３件の工事を施工しており、令和４年度については単独で５件の工事を施工している。また、工事の施行内容についても良好であった。 以上のことから、良好な工事成績を残している事業者であり、複数の工事を担う会社で、それだけの能力がある会社であるという認識である。

2 特別区道墨１２０号路線道路改良工事（その２）

委員の質疑、意見等	区の回答等
二度にわたって不調になった原因および今後の方策についてどの様に考えているか。	本件については希望型指名競争入札で発注し、希望票の提出があった４社を指名したが、４社とも辞退で不調となった。辞退理由としては、技術者の手配が困難であるということと、施工体制が整えられないためというものであった。 工事主管課である道路公園課にこの契約締結について照会したところ、履行期限を延長して再度入札したいという依頼があったため、履行期限のみを変更して２回目の入札を実施したところ、４社を指名したものの、１回目と同様に４社とも辞退でこちらも不調となった。辞退理由としては、１回目同様に技術者の手配が困難であるというものが主であった。 工事主管課に再度照会をしたところ、再入札を行うと当該年度中に完了することができなくなってしまうため、本件については取り下げる事となった。 今後の方策については、工期をより長く設定して発注することで、受注する事業者の技術者の手配や、体制確保に余裕を持たせるこ

	とで、不調を回避したいと考える。
--	------------------

3 文花児童館等複合施設新築に伴う地盤調査業務委託

委員の質疑、意見等	区の回答等
委託において予定価格を公表していない理由は。	建築工事等について、平成14年度から予定価格が130万円を超える案件については事前公表することとしているが、物品の購入及び委託については公表をしていない。 本区を含め23区では15区が非公表としているが、社会的な背景等を踏まえつつ、区としての今後の方向性を検討していきたい。

4 庁舎1、2階及びすみだリバーサイドホール改修に伴う設計業務委託

委員の質疑、意見等	区の回答等
本件について、他の設計業務と比較すると高額になっているが、設計業務のみで1億円を超えることはよくあるものなのか。	設計業務で1億を超える事例はあまりなく、過去5年間に於いて3件しかない。 本件が高額になった理由としては、墨田区役所庁舎の1、2階及びすみだリバーサイドホールを対象とした設計業務であり、規模が大きいこと等が挙げられる。

5 墨田区価格高騰重点支援給付金給付事業の実施に関する業務委託

委員の質疑、意見等	区の回答等
随意契約において、この案件のみ契約金額が予定価格を下回った理由は。	本件については住民税非課税世帯等への支給を緊急に行うことを目的とするために、確実にその業務を履行することができる事業者を早期に選定する必要があり、競争入札を行う時間的余裕がないこと等から随意契約にて契約締結を行った。 時間的余裕のない中で、事業者が当初に見積もった金額等を契約締結に際しあらためて精査、積算をしたところ、契約金額が予定価

	格を下回ることとなった。
--	--------------